

1. 米国外国銀行規制案の公表について

- 本年4月、米連邦準備制度理事会（FRB）より外国銀行規制の見直し案が公表された。公表内容によれば、今般の規制案は、米国内外銀行の競争の公平化を図るためとされている。
- 今回の見直し案では、資産規模のみならず、クロスボーダー活動の規模や短期ホールセール市場調達の依存度に応じて、資本・流動性に関する各種規制が適用されることとなっており、邦銀の海外事業の拡大規模を踏まえれば、相応に影響がある可能性がある。また、外国銀行支店に対する流動性要件の導入の有無が意見照会されている点については、将来のグローバルな金融活動や海外への進出形態に影響を与える可能性が考えられる。
- 公表資料には、FRB の試算に基づく一部主要行のカテゴリ区分の記載があるが、当庁としては、こうした海外当局の規制・監督枠組みの変化が、邦銀のグループベースでのリスク管理や効率的な資本・流動性の活用、中長期的なビジネスモデルに与える影響を注視している。今後、今般の規制案について、米当局と意見交換を行いたいと考えており、各行とも業務の影響等について意見交換を行いたいと考えている。
- もっとも、当庁は、以前より、海外事業を拡大する場合にはそれに応じたガバナンス態勢・リスク管理態勢の構築を求めているところであり、各行においては、先月この場で述べた現地拠点・本社と現地当局の間のコミュニケーションを含め、適切な態勢整備を行っていただきたい。

2. 証券会社におけるIPO引受審査の高度化の検討について

- 当庁では、新規株式公開（IPO）を行う企業が増加傾向にある中で、IPOを行う企業には、これまで見られなかったIT 関連技術を用いる企業や新たなビジネスモデルの企業が含まれることから、業態・業種に応じた引受審査の更なる品質向上に向けた取組みを促すため、証券会社の引受審査の状況についてモニタリングを行ってきたところ。

- また、昨年末の IPO 案件に関し、これまでの実態把握において、金融機関側自らのリスクについての検討は十分に行われている一方、市場全体に与える影響についての検討や、IPO の割当先となる顧客（主に個人の投資家）の目線に立った営業が行われていたか、といった観点で問題意識を持っており、引き続き、引受証券会社との間で対話を進めさせていただきたい。
- 銀行グループに関しては、以上に述べた証券子会社との対話に加え、（先月の意見交換会の際にも申し上げたが、）グループガバナンスの観点から、持株会社としてのリスク認識とその管理や銀行子会社、証券子会社に対する経営指導の状況等を含めた対話を行っていくので、引き続きよろしくお願ひしたい。

3. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 4月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」を改訂した。
- 改訂したガイドラインでは、全ての顧客のリスクを評価したうえで「継続的な顧客管理」を行っていくことを求めている。FATF 対日審査も見据え、その実施に向けた取組みを着実に進めていただきたい。
- 当庁としても、金融機関等のリスクに応じたモニタリングを引き続き行っていく。

4. リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）

- リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査を、インターネット及び郵送により実施。先行してインターネット調査の分析結果を公表（4月9日）。
- 本調査の質問項目を併せて公表。各金融機関において活用いただき、当方の調査結果との比較分析等を通じ、「顧客本位の業務運営」が、どの程度営業現場に浸透・定着しているか、確認されることを期待。

5. 改元及び10連休への対応について

- 改元・10 連休への対応については、これまでもシステム改修や事務態勢の整備、ATM の現金管理体制の強化、お客様への周知などを繰り返しお願いしているが、10 連休に係る資金繰りに関しては、
 - ・ 特別の相談態勢の構築、
 - ・ 中小企業・小規模事業者に対して、電話・訪問等で個別に能動的に、資金繰り等に関する周知・注意喚起を図ること、
 - ・ 当該周知・注意喚起にあたっては、支払い・入金期日の移動等に起因する必要な資金の手当て、連休中の現金仕入れのための必要資金の手当て、釣り銭等の営業に必要な紙幣硬貨の準備等も含めて対応すること、
 - ・ 決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じることについての徹底をお願いしたい。

- 改元・10 連休まで残り一週間程度となるが、各行におかれましては、万全の対応をお願いしたい。

6. 外国人材の受入れ拡大への対応について

- 今月 1 日に改正入管法が施行され、新たな在留資格による外国人材の受入れが始まっている。外国人の皆様が生活していくにあたり、お困りにならないよう、当庁から金融機関の皆様に対し、①円滑な口座開設や、②多言語への対応の充実、また、③在留カードを使った本人確認等の手続きの明確化、④これらの取組みをガイドラインや規定で整備すること、等を要請している。当庁の調査によると、主要行におかれては、ほぼ全ての銀行が、既に内部規定を整備し、行内のイントラネットに掲載したり、研修を実施していらっしゃるかと承知している。こうした取組みが各営業店の職員の方々に伝わるよう、周知・徹底して頂きたい。我々としても、皆様の取組みの進捗状況や浸透度合いを確認していく。

- また、外国人の方々は日本語が不自由な場合もあると思うため、円滑な口座開設に向けて、受入れ企業のサポートが重要である。本日の資料として配布しているが、犯罪への関与の防止も含め、当庁として受入れ企業の皆様に具体的にサポート頂きたい事項を今月上旬に取りまとめ、「パンフレット」として、当庁のウェブサイト公表し、皆様にもお送りしている。皆様の御取引先の中

にも、外国人材を受け入れている企業がおありになると思うが、こうした取引先企業にパンフレットを配布して、サポートを頂けるよう、ご協力をお願いしたい。

- なお、外国人向けの口座開設手続き等に係るパンフレットについても現在、当庁において作成中。全銀協におかれても、顧客向けのチラシを 13 言語で作成し、会員の皆様に共有されていると伺っている。こうしたチラシがあると、外国人の方は円滑に口座を開設できるようになり、口座売買やマネロン等の犯罪防止にも有効と思うため、来店時にお渡しできるよう、営業店への周知徹底をお願いしたい。
- 最後に、マネロン・テロ資金供与対策について、全銀協において、外国人顧客の口座の継続的管理に係る留意点を取りまとめ、3月末に会員行に周知されたと伺っている。犯罪防止の観点から、在留カードを使った本人確認により、帰国時期を把握し、口座を開設したお客様については、帰国時に連絡を取って口座解約を促すことが重要である。全銀協においては、マネロン・テロ資金供与対策の観点から、3月末に普通預金規定の雛形を改正し、預金者の情報や具体的な取引の内容等について、正当な理由なく期限までに御回答頂けない場合には、入金、払戻し等の取引の一部を制限するなど、リスクに応じた対応が明確化されたと承知している。一部の金融機関におかれては、既に普通預金約款を改訂していらっしゃるが、その他の金融機関におかれましても、約款の見直しも検討の上、顧客のリスクに応じた対応を強化して頂くようお願いしたい。

7. ギャンブル等依存症対策推進基本計画について

- 政府の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が先週 19 日に閣議決定された。
- 全銀協においては、先月(29日)から貸付自粛制度の運用が開始されたので、各行におかれては、基本計画を踏まえ、店舗において周知用のチラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、制度の周知をお願いしたい。
- また、基本計画においては、各金融機関におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組みの検討が求められている。現在、全銀協におい

て具体的な対応を検討中と伺っているが、相談拠点の周知についても、協力をお願いしたい。

8. 北朝鮮制裁の適切な履行について

- 先月（11日）、国連安保理の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、直近1年間の加盟国による北朝鮮制裁の履行状況の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた報告書を公表した。報告書によると、
 - ・北朝鮮が資金を獲得するため、サイバー攻撃を高度化し、金融機関からの不正送金や、仮想通貨交換業者から多額の仮想通貨を不正流出させた事例、
 - ・北朝鮮の外交官が、制裁を回避するため、家族、大使館等の名義を使用して複数の口座を管理し、北朝鮮への輸出を支援した事例等が記載されている。

- 報告書の内容も踏まえ、他国や金融機関と情報交換を行い、サイバー対策やマネロン・テロ資金供与対策を引き続き強化していく必要があると考えている。今後とも、御協力をお願いしたい。

9. その他

- 最後に、先月下旬に毎年の「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査」を金融機関の皆様にお送りした。昨年のアンケートでは、一部の金融機関において実態と異なる回答がなされており、再確認したところ、誤りが発見され、集計結果を訂正する公表を行った。正確性を期して回答頂けるよう、協力をお願いしたい。

(以上)